（参考）

費用徴収の手続の流れ

労働基準監督署

・未手続事業に係る災害に関して保険給付

〔事業主に対し保険手続に関する指導を行っている場合〕

様式1（労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に関する保険給付通知書）及び様式2（保険手続に関する指導の実施状況）を作成し、労働局長に送付

〔事業主に対し保険手続に関する指導が行われていない場合〕

様式1（労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に係る保険給付通知書）のみを作成し労働局長に送付

様式１及び様式２を送付

様式１のみを送付

労働局

様式2の内容を踏まえ事業主の「故意」を認定

費用徴収に係る徴収金の価額を決定
〔原則として保険給付額に100/100を乗じて得た価額〕

・様式5（法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）の作成及び事業主への送付
・納入告知書の作成及び事業主への送付

・局適用主務課室、所轄公共職業安定所長に対し、当該事業主に対する保険手続に関する指導の状況を確認
・都道府県労保連会長に対し、様式４により当該未手続事業主に対する加入勧奨の状況を照会

適用主務課室からの確認結果、所轄所長からの回答（様式３）、都道府県労保連会長からの回答から、当該事業主に対する保険手続に関する指導の事実を確認した場合

事業主の「故意」を認定

費用徴収に係る徴収金の価額を決定
〔原則として保険給付額に100/100を乗じて得た価額〕

・様式5（法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）の作成及び事業主への送付
・納入告知書の作成及び事業主への送付

適用主務課室からの確認結果、様式３の内容、都道府県労保連会長からの回答から、当該事業主に対する保険手続に関する指導の事実を確認できない場合

下記の方法より当該事業の保険関係成立日から事故発生の日までの期間を確認
①被災労働者等関係者からの聴取調査
②労働者名簿、賃金台帳等の確認
③労働基準行政情報システムの検索
④法人登記簿謄本、商業登記簿謄本の閲覧
⑤事業主団体への照会

保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届の提出を行っていないことが確認された場合

原則として事業主の「重大な過失」を認定

費用徴収に係る徴収金の価額を決定
〔保険給付額に40/100を乗じて得た価額〕

・様式５（法31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）の作成及び事業主への送付
・納入告知書の作成及び事業主への送付

保険関係成立日から、未だ1年を経過していないことが確認された場合

費用徴収を実施せず